

東京カレッジ 特任研究員（特定短時間勤務有期雇用教職員）募集

1. 所属	東京カレッジ
2. 職名及び人数	特任研究員 1名
3. 契約期間	2026年6月1日以降できるだけ早い期日（応相談）～2027年3月31日
4. 更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は1年毎に行う。 更新は予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上判断する。更新は1回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とする。
5. 試用期間	採用された日から14日間
6. 就業場所	東京大学東京カレッジ（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
7. 業務内容	東京カレッジは、「2050年の地球と人類社会」という大テーマのもと、第一線で活躍する有力研究者、将来性豊かな若手研究者、発言力のある知識人を、全学のネットワークを活用して世界中から招へいし、東京大学の教職員・学生と共に未来に向けた新しい知を協創する場を作り、そして、そこで生み出された知を、市民向けの講演会の開催を通じて広く社会に伝える組織です。 このたび、東京カレッジの重点研究テーマ「傷ついた地球の持続可能な未来」及び「制度の未来」の下、エネルギー問題に関わる研究を学際的に遂行し、研究成果等を社会に発信する業務を担う特任研究員を募集します。 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
8. 就業日・就業時間	週3日程度（要相談）、1日7時間程度（応相談）※12:00～13:00 休憩 イベント時等には時間外労働を命じることがある。
9. 休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11. 賃金等	時給2,500円以上 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（原則55,000円/月まで）、超過勤務手当
12. 加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
13. 応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・工学のバックグラウンドを有し、日本をはじめとする世界のエネルギー問題にかかわる研究を学際的に推進し、また研究成果等を社会に発信し対話する意欲があること ・博士の学位を有し、大学等の研究室で専門的研究を行った経験があること ・学術の最先端を紹介する記事の取材・執筆・編集経験があること

	<ul style="list-style-type: none"> ・文理を問わず幅広い分野の研究動向に関心があり、他分野、他機関との共同研究や、多様なステークホルダーとの対話に意欲的であること
14. 提出書類	<p>(1)履歴書（下記、本学統一履歴書フォーマットをダウンロードの上使用のこと）</p> <p>https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>※平日の昼間に連絡可能な電話番号、メールアドレスを記入すること。</p> <p>(2) 研究業績リスト（査読付き原著論文・学会発表・著書等に分けて記載）</p> <p>(3)主要論文（3 編以内）</p> <p>(4) これまでの研究概要と着任後の研究に関する抱負やアイデア（A4 用紙で 2 ページ程度）</p>
15. 提出方法	<p>応募書類を zip 形式でひとまとめの上で、ファイル名を「特任研究員_氏名」（例：特任研究員_東大花子）にして、以下の URL にアップロードすること。</p> <p>URL https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/7839600441_utac_u-tokyo_ac_jp/IgCFf1P4QtD1QJ6nli1APvzxARAJ-BAQerWZApztFyP4q9g</p>
16. 応募締切	<p>2026 年 3 月 30 日（月）正午 必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p> <p>※適任者があった場合には、早めに募集を締め切る場合があります。</p>
17. 問い合わせ先	<p>東京大学 経営企画部 国際戦略課 東京カレッジチーム</p> <p>丹羽・小口（03-5841-4491）</p>
18. 募集者名称	<p>国立大学法人東京大学</p>
19. 受動喫煙防止措置の状況	<p>敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）</p>
20. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本学は 2009 年 3 月 3 日「男女共同参画加速のための宣言」を発表しました。この宣言に基づき、女性の応募を歓迎します。 ・応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与をすることは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしませんので予めご了承ください。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。